

# 環 境

1 . 環 境 保 全 對 策	.....	161
2 . 環 境 衛 生 對 策	.....	170
3 . 廢 棄 物 對 策	.....	171
4 . 廢 棄 物 處 理	.....	173
5 . 齋 場	.....	181





# 1 環境保全対策

## (1) 公害苦情等の件数

①公害苦情等の件数

(単位:件)

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	その他	計
H27	58	18	12	0	6	0	0	161	255
H28	41	11	18	1	13	0	0	183	267
H29	59	9	18	1	6	0	0	174	267
H30	53	31	22	1	14	0	0	78	199
R1	79	16	20	2	16	0	0	79	212

②令和元年度発生源別苦情件数内訳

(単位:件)

種類別	発生源	農 業 ・ 畜 産	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他							合 計	
												公 園	家 庭 生 活	事 務 所	道 路	空 き 地	神 社 ・ 寺 院 等	そ の 他		不 明
典 型 7 公 害	大気汚染	20			4	5	1			6			38				3	2	79	
	水質汚濁	1				2				2			2					9	16	
	騒音				2	6		1	1	6			1					3		20
	振動									2										2
	悪臭	1				4				4			4					3		16
	土壌汚染																			
	地盤沈下																			
	計	22			6	17	1	1	1	20			45				9	11	133	
そ の 他		1			1			2	1	3	1		43	6	1	2		15	3	79
合 計		23			7	17	1	3	2	23	1		88	6	1	2		24	14	212

(2) 公害の現状

① 大気

ア 二酸化硫黄 (年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H26	0.002	0.003	0.003
H27	0.002	0.002	0.003
H28	0.002	0.002	0.002
H29	0.002	0.002	0.003
H30	0.002	0.002	0.003

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第54報」熊本県環境生活部（令和元年9月）発行

イ 二酸化窒素 (年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H26	0.010	0.007	0.007	0.015
H27	0.010	0.007	0.006	0.014
H28	0.009	0.007	0.007	0.013
H29	0.008	0.007	0.006	0.013
H30	0.008	0.006	0.006	0.012

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第54報」熊本県環境生活部（令和元年9月）発行

ウ 浮遊粒子状物質 (年平均値)

(mg/m<sup>3</sup>)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H26	0.021	0.020	0.019	0.023
H27	0.017	0.019	0.016	0.016
H28	0.018	0.021	0.019	0.018
H29	0.018	0.019	0.017	0.016
H30	0.018	0.018	0.014	0.015

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第54報」熊本県環境生活部（令和元年9月）発行

②水質

ア 河川の水質 (BODの年平均)

(mg/ℓ)

水 域 名	河 川 名	地 点 名	類 型	環 境 基 準 値	年 度				
					H26	H27	H28	H29	H30
球 磨 川	球磨川	坂 本 橋	A	2 以下	0.9	0.5	0.6	0.5	0.6
		横 石	A	2 以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		新萩原橋	A	2 以下	0.5	0.6	0.5	<0.5	0.5
		金 剛 橋	A	2 以下	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5
	前 川	前 川 橋	A	2 以下	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6
氷 川 等	氷 川	白 岩 戸	A	2 以下	0.6	0.6	<0.5	<0.5	0.5
	大 鞘 川	第二大鞘橋	B	3 以下	1.3	0.9	0.9	1.2	1.0
そ の 他	水無川	産 島 橋	—	—	18	12	18	11	11
	流藻川	千 鳥 橋	—	—	1.2	1.8	1.4	—	—
		流藻川河口	—	—	2.3	1.3	1.3	1.5	1.5

出典：「平成 30 年度水質調査報告書 (公共用水域及び地下水)」熊本県 (令和元年 10 月) 発行

イ 海域の水質 (CODの年平均)

(mg/ℓ)

水 域 名	地 点 名	類 型	環 境 基 準 値	年 度					
				H26	H27	H28	H29	H30	
八代地先	St-1	水無川河口	C	8 以下	1.9	2.1	2.3	2.1	2.1
	St-2	八代港内	C	8 以下	1.9	2.0	2.0	2.0	1.9
	St-3	大鞘川地先	B	3 以下	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8
	St-4	水無川地先	B	3 以下	1.9	2.1	2.0	1.9	1.7
	St-5	前川河口	B	3 以下	1.9	1.8	1.9	1.9	1.7
	St-6	水無川地先	A	2 以下	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8
	St-7	前川地先	A	2 以下	1.8	1.8	1.8	1.7	1.9
	St-8	球磨川河口	B	3 以下	1.9	1.9	2.0	1.9	1.7

出典：「平成 29 年度水質調査報告書 (公共用水域及び地下水)」熊本県 (平成 30 年 10 月) 発行

ウ 主な工場の排水水質 (年平均)

(mg/ℓ)

工 場 名	項 目	年 度				
		H27	H28	H29	H30	R1
日 本 製 紙 (株) 八 代 工 場	S S	22	22	17	18	20
	C O D	38	39	40	40	40
K J ケ ミ カ ル ズ (株) 八 代 工 場	S S	7	10	9	7	8
	C O D	8.9	9.7	10	9.8	10
Y K K A P (株) 九 州 製 造 所	S S	<2	<2	<1	<1	<1
	C O D	5.1	6.5	7.8	8.2	8.0

※八代市調査結果

③悪臭

ア 主要な事業場の敷地境界線における特定悪臭物質

事業場及び項目		日本製紙(株)八代工場			
		硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル
H27	最大値 (ppm)	0.006	0.0011	<0.001	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
H28	最大値 (ppm)	0.007	<0.0002	0.002	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
H29	最大値 (ppm)	0.018	0.0019	0.003	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
H30	最大値 (ppm)	0.019	0.016	0.004	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
R1	最大値 (ppm)	0.044	0.0012	0.005	<0.0009
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	3/12	0/12	0/12	0/12

※八代市調査結果

④地下水位 (年平均)

(海面海拔高度：m)

観測井名	地層区分	年平均水位			
		H28	H29	H30	R1
麦島小学校	S	1.08	1.05	1.04	1.05
日奈久新開町	S	0.05	0.03	0.02	0.03
南平和町	S	0.32	0.27	0.28	0.31
古閑上公民館	S	0.91	0.87	0.84	0.85
第七中学校	D I	-0.23	-0.30	-0.28	-0.24
八代清流高校	F	2.64	2.56	2.59	2.56
降雨量 (mm)		2299.0	2306.0	1961.0	1924.5

※F・・・扇状地礫層 S・・・島原海湾層 D I・・・未区分洪積層 I層 D II・・・未区分洪積層 II層

(3) 法令に基づく公害規制

①大気汚染防止法

ア いおう酸化物の排出規制 (K値)

区域	K値
(旧)八代市の区域	11.5
その他の区域	17.5

②水質汚濁防止法

工場・事業場名	pH	規制基準値					
		SS (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)		BOD (mg/ℓ)	
		日最大	日平均	日最大	日平均	日最大	日平均
日本製紙(株)八代工場	5.8～8.6	50	35	80	65	80	65
KJケミカルズ(株)八代工場	5.8～8.6	40	18.5*	45	35	80	60
メルシャン(株)八代工場	5.8～8.6	50	35*	30	20	30	20
YKKAP(株)九州製造所	5.8～8.6*	25*	20*	25	20	—	—

※市と締結している環境保全協定で規定している協定値

③悪臭防止法

(ppm)

特定悪臭物質	臭気強度			基準適用年月日
	2.5	3	3.5	
アンモニア	1	2	5	昭和49年3月1日
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
硫化水素	0.02	0.06	0.2	
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	昭和53年4月1日
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
スチレン	0.4	0.8	2	
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	平成3年6月1日
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	平成8年1月1日
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	
イソブタノール	0.9	4	20	
酢酸エチル	3	7	20	
メチルイソブチルケトン	1	3	6	
トルエン	10	30	60	
キシレン	1	2	5	

※ は、八代市の規制基準

④騒音規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	朝 (午前 6 時～午前 8 時) 夕 (午後 7 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

規制種別 区域	1 号 区 域	2 号 区 域
騒 音 基 準	85 デシベル	
作 業 時 刻	午前 7 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで
1 日当たりの作業時間	10 時間／日を超えない	14 時間／日を超えない
作 業 の 期 間	連続して 6 日を超えないこと	
休 業 日	日曜日、その他の休日 (祝祭日)	

⑤振動規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

規制種別 区域	1 号 区 域	2 号 区 域
振 動 の 基 準	75 デシベル	
作 業 時 刻	午前 7 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで
1 日当たりの作業時間	10 時間／日を超えない	14 時間／日を超えない
作 業 の 期 間	連続して 6 日を超えないこと	
休 業 日	日曜日、その他の休日 (祝祭日)	

( 4 ) 八代市公害防止条例

施 行 平成 17 年 8 月 1 日

目 的 法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害防止に関し、必要な事項を定めることにより市民の健康を保護すると共に生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与する。



## (5) 啓発・広報活動

八代市では、地球環境及び地域環境の現状について多くの市民、特に次世代を担う子ども達に情報を提供することにより、市民一人ひとりが環境について関心を持ち、環境を守る取り組みの第一歩を身近なところから始めてもらうきっかけをつくることを目的として次のような啓発・広報活動を行っている。

### ①こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は次世代を担う子ども達が主体的に行う環境学習及び環境保全に関する活動を支援することを目的として実施されている事業で、八代市においても平成7年7月に環境課内にこどもエコクラブの事務局を設置し、自主開催イベントによる啓発活動を展開している。

令和元年度八代市では5クラブ71人がこどもエコクラブに登録した。

#### こどもエコクラブイベント実績（令和元年度）

イベント名	開催日時	開催場所	参加人数
干潟観察会	令和元年5月18日(土)	大島干潟	23
水生生物観察会	令和元年8月9日(金)	水無川ほたるの里公園	26
植物観察会	令和元年11月9日(土)	大鼠蔵山	16
野鳥観察会	令和2年1月19日(日)	球磨川河口右岸（鼠蔵町）	11

### ②「まちづくり出前講座」

#### ア 目的

環境問題に関する出前講座の要望に対しては、環境行政に携わる市職員（環境課及び廃棄物対策課）が直接出向き、地球環境問題をはじめ私達の生活に身近な環境・自然の状況について事例紹介等を行い、地球及び本市の環境について考える機会を提供する。

#### イ 内容等

小・中学校等が希望する環境に関する内容に対し、事前打合せをもとに準備可能なものについては、簡易実験等を取り入れ実施しており、また、干潟観察会等の野外活動や自然観察についても可能な限り対応している。

#### ウ まちづくり出前講座事業実績

令和元年度は、43回（延べ1,684人）の申込みがあった。地下水や地球環境問題の他、資源の分別やごみ問題に関する学習の依頼が多かった。

### ③環境月間等

#### ア 「環境月間」及び「環境の日」

6月5日は国連の「世界環境デー」であり、これは昭和47年6月にストックホルム国連人間環境会議の開催を記念して決定されたもので、わが国においても平成3年度からは、6月を「環境月間」として新たに設け、なお一層の環境保全活動の推進を図っている。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」では6月5日を「環境の日」と定められており、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう明記されている。八代市としてもクリーンな地域環境を維持、向上させるため、次の活動を計画し、実施した。

令和元年度「環境月間」行事

行 事 名	期 日	内 容
夏の軽装(クールビズ)	5月1日～ 10月31日	市庁舎等の室内温度を28℃に設定することに伴い、職員のノーネクタイ・ノー上着ファッションを実施した。
市内一斉清掃	5月27日～ 6月29日	環境の日(6月5日)を中心に町内会において、市内一斉清掃(ボランティア)を実施し生活環境の美化に努めた。
犬のフン害パトロール	6月中	地域を巡回し、飼主がペットのフンを適正に処理するよう、広報パトロールを実施した。

イ 令和元年度「環境衛生週間」

生活環境の保全及び公衆衛生を向上させるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行日である9月24日(清掃の日)から「浄化槽法」の施行日である10月1日(浄化槽の日)までの期間「環境衛生週間」にあわせ、八代市では次の活動を実施した。

令和元年度「環境衛生週間」行事

行 事 名	期 日	内 容
市内一斉清掃	9月30日～ 10月26日	9月30日～10月26日の間で、各町内の実情に応じて、市政協力員等の呼びかけにより町内の清掃を行い、生活環境の美化に努めた。
犬のフン害パトロール	9月24日～ 10月18日	地域を巡回し、飼主がペットのフンを適正に処理するよう、広報パトロールを実施した。
環境美化推進善行者表彰	10月26日	日頃から住みよいきれいな地域社会及び美しい街づくりに尽力している個人、団体を表彰し、その功績を称えた。

(6) 八代市環境基本条例

施 行 平成17年8月1日

目 的 市における環境政策の理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める。

(7) 第2次八代市環境基本計画

計画決定 2019年2月

計画期間 2019年度から2026年度までの8年間

目 的 八代市環境基本条例に基づき、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取組むべき具体的施策を示すとともに、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項を定め、環境像として掲げた「人と自然が調和するまち やつしろ」の実現を図る。

(8) 第3次八代市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]

計画決定 2019年2月

計画期間 2019年度から2030年度までの12年間

目 的 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減に直接又は間接的に寄与する取組を定め、環境負荷の低減を図る。

目 標 2013年度を基準年度とし、基準年度の温室効果ガス総排出量31,793トに対し、2030年度までに25,925ト以下(削減量5,868ト)とする。

( 9 ) 環境保全協定等の締結状況

本市では、八代市環境基本条例及び八代市公害防止条例等に基づき、次表のとおり環境保全協定を締結している。

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
1	YKKAP(株) 九州製造所	非鉄金属素形材 製造業	新港町	S48. 10. 8 H12. 10. 11(全改) H19. 3. 29(一改)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 使用薬品等(定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 騒音・地下水保全・廃棄物処理に関する事項</li> </ul>
2	(株)アライカーボン	炭素・黒鉛製品 製造業	新港町	S62. 1. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ ばい煙・排出水(許容限度の設定、自主測定 の義務有)</li> <li>⊗ 粉じん・廃棄物処理に関する事項</li> </ul>
3	神田工業(株)	電子部品・電子 機器組立	鏡町	S63. 5. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ 大気汚染・水質汚濁・騒音に関する事項</li> </ul>
4	(株)福岡タルク工業所	骨材・石工品等 製造業	新港町	H 1. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ 排出水(許容限度の設定、自主測定 の義務有)</li> <li>⊗ 粉じん・廃棄物処理に関する事項</li> </ul>
5	八代グリーン開発(株)	ゴルフ場	二見本町	H 2. 9. 3 H 6. 6. 10(一改)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ 水質汚濁防止(許容限度の設定、自主測定と 定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 農薬使用(使用制限、報告の義務有)</li> <li>⊗ 廃棄物処理に関する事項</li> </ul>
6	(株)エーブル	食品加工業	新港町	H 4. 3. 23 H12. 2. 16(承継)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ ばい煙・排出水(許容限度の設定、自主測定 の義務有)</li> <li>⊗ 廃棄物処理に関する事項</li> </ul>
7	日本製紙(株)八代工場	紙・パルプ製造 業	十条町	H 5. 3. 30 H19. 3. 29(一改) H29. 3. 3(一改)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 使用薬品・廃棄物処理(定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 地下水保全(定期報告の義務有)</li> </ul>
8	八代飼料(株)	飼料製造業	新港町	H 7. 12. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ ばい煙(許容限度の設定、自主測定 の義務有)</li> <li>⊗ 粉じん・廃棄物処理に関する事項</li> </ul>
9	(株)金橋商会	採石業	坂本町	H 9. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ 大気汚染・水質汚濁防止・土壌汚染・騒音・振動に関する事項</li> </ul>
10	中山砂利(有)				
11	KJケミカルズ(株) 八代工場	合成樹脂・化学 工業薬品製造	興国町	H11. 3. 30 H19. 3. 29(一改) H29. 3. 3(一改)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ ばい煙・排出水・悪臭・騒音(許容限度の 設定、自主測定と定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 使用薬品等、廃棄物処理(定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)</li> </ul>
12	メルシャン(株) 八代工場	飲料・飼料製造 業	三楽町	H11. 3. 31 H19. 3. 29(一改) H25. 2. 5(一改)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)</li> </ul>
13	ヤマハ熊本プロダク ツ(株)	輸送用機械器具 製造業	新港町	H11. 9. 7 H20. 5. 19(一改) H25. 2. 5(一改)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ ばい煙・悪臭(許容限度の設定、自主測定と 定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 排出水・騒音・地下水保全に関する事項</li> <li>⊗ 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告の義務有)</li> </ul>
14	つちやゴム(株)	一般用・産業用 ゴム製品製造	鏡町	H15. 1. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ 大気汚染・水質汚濁防止・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・廃棄物処理に関する事項</li> </ul>
15	日本マイクロバイオ ファーマ(株)八代工場	医薬品・化学品 製造業	三楽町	H25. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ ばい煙・騒音・悪臭(許容限度の設定、自主 測定と定期報告の義務有)</li> <li>⊗ 水質汚濁に関する事項</li> <li>⊗ 地下水保全・使用薬品等・廃棄物処理(定期報 告の義務有)</li> </ul>

16	興人フィルム&ケミカルズ㈱八代工場	化学フィルム製造業	興国町	H29. 3. 3	※ ばい煙・悪臭・騒音（許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有） ※ 使用薬品等、廃棄物処理(定期報告の義務有) ※ 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)
----	-------------------	-----------	-----	-----------	--

＜備考＞ 1. (一改) は、協定の一部を改定する協定の直近の締結年月日  
 2. (全改) は、協定の全部を改定する協定の直近の締結年月日

## 2 環境衛生対策

### (1) 衛生害虫等の駆除事業

目的 感染症予防法に基づき実施するものであり、生活環境から感染症の原因となる衛生害虫を駆除することにより、環境衛生の向上に努める。

内容 ①衛生害虫駆除事業

薬剤散布による衛生害虫（成虫、幼虫）の駆除及び消毒

人員 : 2名

時期 : 5月～10月

場所 : 市内一円の公共の用地・下水溝・用排水路・墓地等

使用薬品: 粒剤

②ネズミ駆除 駆除剤を必要世帯に配布（本庁、支所及び出張所に配備）

### (2) 八代市環境美化の推進に関する条例

施行年月日 平成17年8月1日

目的 市民等の環境美化意識の高揚を図り、市と市民等がそれぞれの主体的な取り組みによって、良好な生活環境の確保に努める。

### (3) きれいなまちづくり協定

概要 町内と市が地域美化に取り組むという明確な意思に基づいて、一定の期間、一定の区域についてボランティア美化活動を行うものである。協定締結団体には、市から美化活動用の物品の支給、貸与を行う。

協定締結数 町内会13、個人（サポーター）2、事業所1、団体4（令和2年6月1日現在）

### (4) 災害時の防疫活動

概要 市災害対策本部設置時において、八代市地域防災計画に基づき「感染症対策」、「消毒の実施」に関する防疫活動のほか、健康管理班と連携し被災者の飲用水の水質検査及び消毒指導を行う。また、災害時に備え防疫薬剤、消毒機材、水質検査用品等の備蓄を行う。

消毒用機材 煙霧機20、大型動力噴霧機1、電動噴霧機5、背負式噴霧機2（令和元年4月1日現在）

### 3 廃棄物対策

八代市清掃センターは、昭和 50 年から長年にわたり中北町でごみの焼却や中間処理を担ってきましたが、平成 30 年 7 月から清掃センターに代わり、環境センター（エコエイトやつしろ）が港町で市内全域のごみ処理を開始しました。

環境センターの特色として、エネルギー回収推進施設では、ストーカ式焼却炉による 1 日のごみ処理能力は 134 トンであり、焼却灰のセメント資源化に加え、ごみの焼却熱を利用して蒸気タービン発電を行っており、施設内利用のほか余剰分を売電する仕組みとなっています。

また、マテリアルリサイクル施設では、資源物の破碎、選別、圧縮処理と保管を行い、さらに管理棟には 150 人収容の多目的ホール等を備え、廃棄物をはじめとした環境関連の学習拠点となることを目的としており、今後は、環境センターを中心に、ごみの適正処理や減量化に関する啓発事業を継続してまいります。

#### (1) ごみ減量化対策事業

##### ① 燃えるごみの有料指定袋排出制度

平成 11 年 4 月から、有料指定袋制度を導入し、家庭から排出される燃えるごみについては、大袋 50 円/枚、中袋 35 円/枚、小袋 20 円/枚のごみ処理手数料を負担してもらうことにより、燃えるごみの減量化の推進とごみ処理に対する受益者負担の適正化に努めている。

##### ② 家庭における生ごみの減量化に対する助成制度

平成 4 年度から「生ごみ堆肥化容器」を設置する世帯への助成を実施しており、平成 9 年度からは同様に「電気式生ごみ処理機」も助成の対象としている。

助成額については、平成 27 年度に「電気式生ごみ処理機」の上限額を 25,000 円から 30,000 円に、平成 30 年度に「生ごみ堆肥化容器」の上限額を 3,000 円から 5,000 円に引き上げるなど、生ごみ堆肥化等に取り組む市民への支援を強化し、燃えるごみの減量化を推進している。

#### 生ごみ堆肥化容器等助成内容

種別	助成率	助成額上限	設置基数
生ごみ堆肥化容器	2 分の 1	5,000 円	1 年間に 1 世帯 3 基まで
電気式生ごみ処理機	2 分の 1	30,000 円	5 年間に 1 世帯 1 機まで

#### 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機設置助成実績

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
申請者数 (人)	137	122	93	88	70
設置補助基数 (基)	157	140	111	98	73
助成金交付額 (円)	1,808,876	1,365,605	836,674	1,209,214	924,431

##### ③ 段ボール箱を使った生ごみ堆肥化推進事業

燃えるごみの 4 割以上を占めている「生ごみ（食品ロスを含む）」の減量化は、本市の継続した課題のひとつであり、平成 19 年度から「段ボール箱を使った生ごみ堆肥化」を多くの市民に推奨し、講習会や出前講座の際に体験用の基材が全て揃った「堆肥化キット」を無料で配布してきた。

平成 30 年度に「堆肥化キット」を販売する市内店舗はなくなってしまったが、身近な材料で容易に取り組むことのできるこの方法については、堆肥化容器や電気式生ごみ処理機等の生ごみ減量化行動に繋げていく導入手法として、今後も推奨していく。

④ ごみ減量化・リサイクル推進の啓発

ごみの減量化やリサイクルを市民の身近な問題として認識してもらうため、「3R（スリーアール）」をはじめ、「食品ロスの削減」や「ごみの適正処理」等に関して、出前講座や市報のほか、市ホームページ、スマートフォン用アプリ（さんあーる）、エフエムやつしろ等により情報発信している。

⑤ 環境学習講師派遣事業

幼少期からのごみや環境に関する教育の重要性に着目し、平成 25 年度から市内の保育園、幼稚園、小学校を対象に環境団体等を講師として派遣する学習会を実施している。

（２）廃棄物処理対策事業

廃棄物処分場等の周辺環境調査の実施のほか、国土交通省並びに熊本県（八代保健所）と連携して、廃棄物不法投棄合同パトロールを実施するなど、不法投棄と野焼きの未然防止のための啓発活動などを行うことで、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全に努めている。

① 昭和同仁町廃棄物処分場周辺環境調査〔2回／年〕

② 二見最終処分場調査〔2～6回／年〕

③ 二見最終処分場関係地下水調査〔1回／年〕

④ 敷川内環境保全用地周辺地下水調査〔2回／年〕

⑤ 敷川内環境保全用地浸出水調査〔4回／年〕

⑥ 坂本最終処分場周辺環境調査〔2回／年〕

⑦ 『多量排出事業所』の指定

事業系一般廃棄物の「多量排出事業所」を指定し、一般廃棄物減量計画書の提出を義務付け、必要に応じて助言、指導を行うことで、八代市内における、事業系一般廃棄物の排出抑制とリサイクル推進の誘導を図る。〔平成 12 年度から実施、令和元年度 191 事業所を指定〕

⑧ 廃棄物不法投棄合同パトロール

八代市における廃棄物の不法投棄等について、関係機関との連携を強化し、対応の迅速化を図る。〔平成 7 年度から八代市と熊本県（八代保健所）により実施。平成 21 年度からは国土交通省八代河川国道事務所、平成 24 年度からは一般社団法人熊本県産業資源循環協会南部支部及び熊本県建設業協会八代支部も参加〕

⑨ 八代市不法投棄監視指導員

パトロールによる不法投棄や野焼きの早期発見・早期指導を図るとともに、市民からの通報に対して迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、不法投棄監視指導員として非常勤職員 2 名を委嘱し、市民の快適な生活環境の保全に努めている。〔平成 19 年度から嘱託職員 1 名、平成 24 年度から警察 O B 2 名を任用して、廃棄物の不法投棄等について、監視パトロールや事案の調査及び改善指導などの業務を実施〕

## 4 廃棄物処理

### (1) 一般廃棄物の処理

#### ごみ(令和元年度)

##### ア ごみ収集

処理施設：八代市環境センター

収集体制(全面委託)

##### 八代地域

- ・可燃物 業者：協業組合 八代清掃公社  
収集作業員24名 委託料125,568千円  
車両台数9台(2t塵芥車)、予備車3台(2t塵芥車)
- ・資源物 業者：協業組合 八代清掃公社  
収集作業員15名 委託料 80,168千円  
車両台数8台(平ボディ車7台、2t塵芥車1台)  
業者：八代廃棄物処理協同組合  
収集作業員15名 委託料 80,168千円  
車両台数8台(平ボディ車7台、2t塵芥車1台)

##### 坂本地域

- ・可燃物 業者：亀田産業(有)  
及び資源物 収集作業員 8名 委託料 21,406千円  
車両台数5台(2t塵芥車1台、平ボディ車4台)

##### 千丁地域

- ・可燃物 業者：(有)ティ・エム・ディ  
及び資源物 収集作業員 8名 委託料 21,713千円  
車両台数4台(2t塵芥車2台、平ボディ車2台)

##### 鏡地域

- ・可燃物 業者：(株)三大  
収集作業員 6名 委託料 27,599千円  
車両台数3台(2t塵芥車)
- ・資源物 業者：(有)水野産業  
収集作業員 4名 委託料 21,059千円  
車両台数2台(2tダンプ1台、平ボディ車1台)

##### 東陽地域

- ・可燃物 業者：前田産業(株)  
及び資源物 収集作業員 4名 委託料 12,727千円  
車両台数3台(2t塵芥車1台、平ボディ車2台)

##### 泉地域

- ・可燃物 業者：(有)吉田建設  
及び資源物 収集作業員 4名 委託料 18,312千円  
車両台数3台(2t塵芥車1台、平ボディ車1台、  
2tダンプ1台)

## 収集回数及び収集実績

### 八代地域

- ・可燃物 平成11年4月から有料指定袋制の導入(昭和50年7月1日から袋収集を導入)ステーション方式(1,980箇所)で全域週2回(月・木、火・金、水・土)  
収集実績：16,148.43トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集(391箇所)  
収集実績：3,482.75トン

### 坂本地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成9年4月から有料指定袋制度を導入)ステーション方式(176箇所)で全域週2回(月・木、火・金)  
収集実績：514.90トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集(80箇所)  
収集実績：198.96トン

### 千丁地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成6年度から指定袋制度を導入)ステーション方式(161箇所)で全域週2回(月・木、火・金)  
収集実績：1,229.41トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集(22箇所)  
収集実績：170.57トン

### 鏡地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成7年度から指定袋制度を導入)路線収集とステーション方式(430箇所)で全域週2回(月・木、火・金)  
収集実績：2,683.33トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集(45箇所)  
収集実績：572.00トン

### 東陽地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成12年度から指定袋制度を導入)ステーション方式(60箇所)で全域週2回(月・木、火・金)  
収集実績：317.96トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集(32箇所)  
収集実績：102.26トン

### 泉地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成11年度から指定袋制度を導入)ステーション方式(144箇所)で全域週1回(月、火、水、金)及び月1回の木曜日に予備収集を実施  
収集実績：256.49トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集(46箇所)  
収集実績：124.56トン

## 施設への直接持込み実績

- ・可燃物 13,407.71トン (内 公共搬入物 42.58トン)
- ・資源物 517.22トン (内 公共搬入物 1.14トン)



イ 一般廃棄物処理手数料

八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条、第12条関係(令和2年3月24日改定)

別表第2 (第10条関係)

1	集積所に排出できるごみのうち燃えるごみ	市が指定する袋(大)45リットル	1枚当たり50円
		市が指定する袋(中)30リットル	1枚当たり35円
		市が指定する袋(小)15リットル	1枚当たり20円
2	市が指定する施設に搬入できるごみ	処理計画に従い分別されているもの	重量10kg当たり100円 搬入されたごみに大型ごみがある場合は上記金額に別表第3に掲げる手数料を加算した額
3	市が指定する施設に搬入できる大型ごみ	別表第3に掲げるもの	
4	樹木剪定くずであって、処理計画に定める施設に搬入できるもの	受け入れ基準に適合しているもの	重量10kg当たり50円

別表第3 (第10条、第12条関係)

ユニット型エアコンディショナー		1個当たり	1,500円
テレビジョン受信機	大 16型及び16V型以上	1個当たり	1,000円
	小 15型及び15V型以下	1個当たり	500円
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	大 171リットル以上	1個当たり	1,500円
	小 170リットル以下	1個当たり	1,000円
電気洗濯機及び衣類乾燥機		1個当たり	1,000円
温水器、ポイラー		1個当たり	1,000円
スプリング入りマットレス		1個当たり	1,000円
備考			
1 ユニット形エアコンディショナーは、ウインドウ形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。			
2 テレビジョン受信機は、ブラウン管式のもの、液晶式もの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの)に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のものに限る。			
3 ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫並びに電気洗濯機及び衣類乾燥機の収集及び運搬については、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第19条に規定する料金が支払われているものに限る。			

ウ 八代市環境センター（八代市港町299番地）

平成30年7月1日より受入を開始

敷地面積 55,463.81㎡（廃棄物処理エリア 約3.1万㎡、緑地エリア 約2.5万㎡）

エネルギー回収推進施設（DBO事業）

工期 着工 平成27年3月18日 しゅん工 平成30年9月30日  
施工者 日立造船株式会社  
運営期間 自 平成30年10月1日 至 平成50年9月30日  
運営業務 八代環境テクノロジー株式会社  
処理能力 134t/日（67t/日×2炉）  
処理方式 焼却方式（ストーカ式）+セメント原料化+山元還元  
建築概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上5階  
延床面積8,733.40㎡（ランプウェイ含む）  
施設概要 燃焼設備 全連続燃焼式ストーカ式焼却炉  
燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式（蒸気条件4.0MPa×400）  
排ガス処理設備 無触媒脱硝装置  
バグフィルタ（薬剤噴霧装置、活性炭吹込装置）  
余熱利用設備 蒸気タービン（定格出力2,880kW）  
熱源供給設備（供給熱量2GJ/h）  
排水処理設備 生物処理+凝集沈殿+ろ過+膜処理  
場内再利用（無放流）  
計量棟・受付棟 鉄骨造 地上1階 延床面積372.90㎡  
計量機（入場2基、退場1基）

マテリアルリサイクル推進施設

工期 着工 平成28年5月30日 しゅん工 平成30年7月31日  
処理能力 18t/5h  
処理方式 破碎、選別、圧縮、保管  
建築概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上3階  
延床面積6,284.97㎡  
施設概要 資源物受入ヤード、保管ヤード  
高速回転破碎機（処理能力3.3t/5h）  
集じん設備（サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置）

管理棟

工期 着工 平成28年9月23日 しゅん工 平成30年6月7日  
建築概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階 延床面積2,573.57㎡  
施設概要 事務室、会議室、研修室、多目的ホール、環境学習コーナー

車庫棟・洗車棟

工期 着工 平成29年3月23日 しゅん工 平成30年6月8日  
建築概要 鉄骨造 地上1階 延床面積1,332.05㎡

緑地エリア

工期 着工 平成30年3月28日 しゅん工 平成31年3月22日  
敷地面積 約2.5万㎡

エ 樹木剪定くずリサイクル事業

目的 樹木剪定くずの処理については、破碎処理後チップ化して、堆肥製造の資源としてリサイクルするなど、焼却処理による環境負荷の低減や資源の有効利用に資するため。

施行年月日 平成15年7月1日

委託先 八代地域農業協同組合

委託料 平成31年度：7,778千円

リサイクル実績 平成31年度：532.95トン

②し尿

ア 収集

a 収集方法

許可業者：し尿汲取り業 3業者 バキューム車数 21台（うち1台は、浄化槽兼用）  
 浄化槽清掃業 4業者 バキューム車数 29台（うち25台は、し尿兼用）  
 汚泥濃縮車数 2台  
 脱水汚泥運搬車 1台

b 収集実績（令和元年度） 47,175 kℓ

イ し尿処理施設・八代市衛生処理センター（八代市郡築十二番町 243 番地 2）

a 設置

工 期 着工 昭和 34 年 2 月 10 日 竣工 昭和 35 年 9 月 21 日  
 施 工 者 大平建設工業株式会社  
 消 化 方 式 嫌気性加温式  
 処 理 能 力 36kℓ/24H  
 総 工 事 費 40,626 千円  
 財 源 内 訳 国庫補助 9,213 千円 地方債 21,000 千円 一般財源 10,413 千円  
 工事費内訳 主体工事 38,534 千円  
 し尿消化槽機械 消化槽機械工事 電気室工事ほか  
 附帯工事 2,092 千円  
 道路橋梁工事 事務室電気工事 井戸補償 井戸用地  
 電気工事負担金 橋梁拡張 事務費倉庫新築その他

b 増設

工 期 着工 昭和 42 年 10 月 15 日 竣工 昭和 44 年 3 月 29 日  
 施 工 者 株式会社 西原環境衛生研究所  
 消 化 方 式 加温式ネオ促進消化式  
 処 理 能 力 50kℓ/24H  
 総 工 事 費 86,106 千円  
 財 源 内 訳 国庫補助 23,000 千円 地方債 36,300 千円 一般財源 26,806 千円  
 工事費内訳 主体工事 78,492 千円  
 投入設備 給水工事 塩素消毒装置  
 汚泥脱水装置 汚泥濃縮槽 機械器具営繕損料  
 希釈水取水工事 配管工事 電気工事  
 計量ポンプ 消化槽 加温装置  
 予備曝気沈殿池調整槽 ブロワ室 沈殿池  
 機械室 エアレーションタンク ポンプ工事  
 附帯工事 7,614 千円  
 管理事務所建設 さく井追加工事 搬入車道工事  
 希釈水取水附帯工事 放流管工事 基礎工事  
 用地購入費 事務費  
 管理者住宅移転補修工事 テストボーリング工事  
 敷 地 面 積 9,490 m<sup>2</sup>  
 現在処理能力 50kℓ/24H（平成 9 年 5 月、旧系列 36kℓ/24H 休止）  
 職 員 数 民間委託 6 名

c 延命化工事

平成 22 年度 衛生処理センター劣化度診断  
 平成 23 年度  
 長寿命化計画策定及び改築更新実施設計業務委託、  
 防水工事（管理棟、前処理室、ボイラー棟）、管理棟屋内照明設備更新

平成 24 年度

破砕機No.1 修繕工事、消化槽緊急対策修繕、消化槽汚泥計量槽移設工事

平成 25 年度

消化槽改修工事（外壁、保温）、  
ガスタンク改修工事

平成 26 年度

前処理施設改修工事（スクリーンユニット、スクリュープレス）、  
ばっ気ブロワ取替工事

平成 30 年度

衛生処理センター機器耐震化工事  
（促進ポンプ、温水ポンプ、ボイラー、吸収ポンプ、薬注ポンプ、配管）

ウ し尿処理施設・八代市浄化槽汚泥処理施設（八代市新港町3丁目1番地）

a 設 置

工 期 着工 平成 16 年 9 月 21 日 竣工 平成 18 年 12 月 10 日

施 工 監 理 長藤・金橋委託共同企業体

施 工 者 プラント 古河産機システムズ株式会社九州支店  
建築 大同・ユタカ・イーグル建設共同企業体  
建築電気設備 株式会社イチデン  
建築機械設備 第一設備工業株式会社  
トラックスケール 松岡機工株式会社

処 理 方 式 直接脱水下水道放流方式

処 理 能 力 96kℓ/8H（浄化槽汚泥）

総 工 事 費 1,012,490 千円

財 源 内 訳 地方債 757,200 千円 一般財源 255,290 千円

施 設 概 要 地下1階、地上2階鉄筋コンクリート造り  
受入設備、夾雑物除去設備、汚泥脱水設備、用水設備、脱臭設備

敷 地 面 積 3,993.78 m<sup>2</sup>（H26年2月所管換）

建 物 面 積 1,439.93 m<sup>2</sup>

職 員 数 3 名 ・ 民間委託 4 名

b 脱水汚泥処分（委託処理） 令和元年度決算額 35,775 千円（1,371.76 ton/年）

収 集 運 搬 委託業者 有限会社堀口環境（八代市田中北町）

中 間 処 理 委託業者 ハラサングョウ（株）（長崎県東彼杵郡川棚町）  
三菱マテリアル（株）九州工場（福岡県京都郡苅田町）

処 理 方 法 ハラサングョウ（株）  
…焼却後、土壌改良剤または溶融スラグとして再利用  
三菱マテリアル（株）九州工場  
…焼却後、セメント原料として再利用

エ し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡1375番地）

施設概要は77ページ参照

## (2) 八代市環境センター建設事業

目 的 市内全域で発生するごみ（一般廃棄物）の全量を、将来にわたり安全かつ安定して処理するために、また、老朽化した清掃センター（1975年6月30日供用開始）に替わる新しいごみ処理施設として、環境センターを建設し、平成30年10月1日より供用開始した。

事業内容 環境センター施設の整備・運営

- ・エネルギー回収推進施設整備・運営【施設規模：134t/日】
- ・マテリアルリサイクル推進施設整備【施設規模：18t/5h】
- ・管理棟、緑地、屋外付帯等整備
- ・施設整備に伴う調査、測量等

総事業費 約24,000,000,000円（20年間運営費含む）

事業期間 平成22年度～平成30年度（施設整備）

平成30年度～平成50年度（施設運営）

交付金制度 循環型社会形成推進交付金【環境省】

二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金【環境省】

計 画 循環型社会形成推進地域計画（第2期：H27～H31）

各年度事業費

H24年度実績	事業費： 22,723,500円
H25年度実績	事業費： 12,909,500円
H26年度実績	事業費： 245,469,308円
H27年度実績	事業費： 740,321,844円
H28年度実績	事業費： 2,780,485,549円
H29年度実績	事業費： 5,974,241,541円
H30年度実績	事業費： 6,453,373,706円
H31年度実績	事業費： 7,161,588円

主な事業

- ・環境影響評価（H22～H25）
- ・基本計画・設計（H22～H23）
- ・処理システム検討委員会（H22～H23）
- ・事業者選定委員会（H24～H26）
- ・用地購入（H26、H27）
- ・環境センター施設整備・運営事業（H26～H50）
- ・環境センター建設事業に伴う設計施工監理（H26～H30）
- ・環境影響評価事後調査（H26～H31）
- ・実施設計（管理棟、車庫洗車棟、緑地エリア、緑地エリア便所棟）（H27）

進捗状況

- ・環境センター建設地の造成工事着手（H27.12）
- ・環境センターの建設工事（H28.4～H31.3）
- ・環境センターごみ受入開始（H30.7）
- ・マテリアルリサイクル推進施設の供用開始（H30.8）
- ・エネルギー回収推進施設の供用開始（H30.10）

## 5 齋 場

### (1) 八代市斎場 (八代市松崎町 370 番地の 1)

工 期 着工 昭和 55 年 2 月 27 日 竣工 昭和 55 年 10 月 30 日

敷地面積 4,234 m<sup>2</sup>

建 物 鉄筋コンクリート平屋建 771.72 m<sup>2</sup>

火葬棟 464.52 m<sup>2</sup> (炉室 5 基、告別室、安置室、収骨室)

待合棟 253.20 m<sup>2</sup> (和室 3 室、事務室)

渡り廊下、管理人住宅

総事業費 336,559,491 円

財源内訳 地方債 168,800,000 円 一般財源 167,759,491 円

斎場使用料

(平成 17 年 8 月 1 日施行)

種 別		単 位	使 用 料 (円)	
			市 内	市 外
遺 体	15 歳 以 上	1 体	5,000	20,000
	15 歳 未 満	1 体	3,500	15,000
死 産 児		1 体	2,500	10,000
改葬等による焼骨料		1 体	1,500	5,000
産 汚 物 類		1 個	500	1,000

令和元年度 (4 月 ~ 翌 3 月) 火葬件数 1,333 件 (うち市外居住者 45 件)

### (2) 八代生活環境事務組合斎場 (八代市東陽町南 2811)

施設概要は 77 ~ 78 ページ参照

